

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年3月27日

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第2号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年3月天理市教育委員
会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域学習係」を「地域連携推進係」に改める。

第2条中第22号を削り、第23号を第22号とし、第23号から第28号を1号ずつ
繰り上げ、第29号を削り、第30号を第28号とし、第31号を第29号とし、第32号
を第30号とする。

第3条第20号中「処務」を「庶務」に改め、同号を同項第22号とし、同項第
19号の次に次の2号を加える。

(20) 学校給食の運営及び給食物資の管理に関すること。

(21) 子育て応援・相談センターとの連携に関すること。

第3条中「地域学習係」を「地域連携推進係」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。